

豊田市美術館運営協議会事務要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市美術館条例（平成 7 年条例第 1 号。以下「条例」という。）及び豊田市美術館管理規則（令和 2 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市美術館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議内容)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 展覧会の開催に関する事。
- (2) 美術文化の普及啓発に関する事。
- (3) 施設の利用及び運営に関する事。
- (4) その他、美術館からの諮問事項

(会長の職務代理)

第 3 条 会長が不在の場合は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議への委員以外の者の出席)

第 4 条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、豊田市情報公開条例第 7 条各号に定める非公開情報を扱う場合又は会長が非公開とすることが適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議の公開は、広報とよた及び市ホームページにより周知する。
- 3 会議の傍聴は、会場の都合等により事務局があらかじめ定める人数の範囲内において、電話による予約を含む受付順で傍聴を認める。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、会場への入場及び傍聴を認めないものとする。
 - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
 - (4) その他、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(会議録)

第 6 条 協議会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録には、会長及び出席した委員 1 名が確認の上、記名押印する。ただし、会長が不在の場合は、第 3 条に定める代理人及び出席した委員 1 名が確認の上、記名押印する。
- 3 会議録は、前項の記名押印後に、市ホームページ等に掲載するなど一般の閲覧に供することができるものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、美術館副館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。